

令和 8 年度 国等の契約の基本方針の策定について

令和 8 年 3 月
中小企業庁

令和8年度国等の契約の基本方針（案）の概要

- 官公需法に基づき、国等は契約時に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとし、**国等の契約の基本方針**において**目標及び措置事項**を定め、毎年度当該基本方針を**閣議決定**。地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 基本方針に明示した措置の実施状況は、各機関が毎年自己点検し、中小企業庁がとりまとめ公表。

契約目標

参考：国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額は約1兆1兆円、地方公共団体は約1兆8兆円（R6年度実績）。

- (1) **中小企業者向け契約目標**：割合**61%**、契約額**約6.5兆円** ※R7年度目標61%、約5.9兆円
- (2) 設立10年未満の**新規中小企業者向けの目標**：割合**3%以上**

措置事項のポイント

(1) 価格転嫁・取引適正化の徹底

- 価格交渉時に**一方的に価格を決定することなく、迅速かつ適切に協議を行うことを明確化**
- 価格交渉時に**受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重することを明確化**
- 契約金額変更の申出を行った受注者に対して、次回発注時に**不利益な取扱いがないよう配慮することを明確化** 等

(2) ダumping防止の徹底

- **低入札価格調査制度の導入を全ての対象契約で徹底**（現状R6年度71%）
- ビルメンテナンス・警備等の契約における**低入札価格調査発動基準の引上げ**（現状6割） 等

(3) 品質や機能等の適切な考慮

- ビルメンテナンス・警備等の調達における価格以外の要素も評価する**総合評価落札方式の適用拡大を明記**
- 燃料調達の際に、災害時に備えて**地域内に燃料供給拠点を有することが要件となり得ることを明確化**
- 著作権の活用を促す**コンテンツ版バイ・ドール条項**の契約書ひな形への設定の徹底 等

(4) フォローアップの強化

- **措置を未実施の場合の理由の公表**
- **受注側の中小企業による発注側機関の評価の拡充** 等